

概要版

人権教育・啓発 基本計画

【改訂版】

令和5(2023)年3月



阿蘇市

んがつながら 創りだす 新しい阿蘇
～ONLY ONE の世界へ～

阿蘇市

計画策定の趣旨

人権とは、誰もが生まれながらにして、持っている基本的な権利であり、人として、生きていくことのできる権利です。

しかし、すべての人権が本当に尊重されているのか、また、周りの人たちの権利を自分たちは十分尊重しているのか改めて考えてみる必要があります。

生まれた場所によって結婚や就職など、いわれのない不当な差別の対象とされている同和問題は、深刻にして重大な人権問題であり、早急に解決しなければなりません。

また、いじめや体罰、虐待、不登校など子どもの人権をめぐる問題、また、女性に対する暴力の問題や、慣行によって女性の社会参加を阻むなど多くの課題が残されています。

さらに、高齢者や、障がい者が公平な立場で社会参加できる環境づくり、国際化の進展による、言葉や宗教、思想文化、生活習慣が異なる外国人に対して、その多様な文化を理解し、尊重することが国際社会の一員として重要なことがあります。

近年では、社会情勢の変化や国民の価値観の多様化により、インターネット上に他人を誹謗中傷する内容や差別を助長する表現が掲載される事案の多発、様々なハラスメントの増加や性自認に対する偏見等、人権に関する新たな問題も発生しています。

また、感染症をめぐる人権に関しては、令和2年（2020年）に、新型コロナウイルス感染症（COVIT-19）の感染が世界的に拡大し、国内においては、感染者やその家族、医療従事者などへの人権に関わるような不適切な扱いや誹謗中傷が問題となりました。

真に人権尊重の社会を実現するためには、社会状況の変化等に伴い新たに発生する人権問題等を含めたすべての問題を「人権」という広い視点から学習し、「人権」という普遍的文化を構築する必要があります。

本市においても、今までの「人権教育のための国連10年行動計画」を基にした取組みの成果や手法を踏まえ、行政、学校、企業、各種団体及び市民一人ひとりが人権を大切にするという共通の考え方方に立って、お互いに協力しながら人権意識を高めるための取組みを進める必要があるため、「阿蘇市人権教育・啓発基本計画」（平成18年4月）を策定しました。

これまで、この計画を基本に据え、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃と人権尊重を基調とする差別のない明るい阿蘇市の実現を目指した取り組みを進めています。

しかし、新たな人権問題の発生など、人権を取り巻く社会状況は変化しており、現計画を一部修正し、様々な人権問題の解決と人権が尊重される社会の実現を目指し、市民一人ひとりが人権を大切にするという共通の考え方方に立って、お互いに協力しながら人権意識を高めるための取り組みを進めることとします。



基本計画の位置づけ

- ① 人権をめぐる現状を明らかにすること
- ② 人権教育、啓発の取組みの方向を示すこと
- ③ 行政、学校、企業、各種団体、家庭及び地域などに期待される役割を明らかにすること

基本計画の性格

- ① 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「部落差別の解消の推進に関する法律」などの関係法令や熊本県人権教育・啓発基本計画の趣旨を踏まえたものであること
- ② 国連10年行動計画を基本にしながら、さらに内容を充実発展させたものであること

人権教育・啓発の定義

「人権教育のための国連10年」の国連決議では、「人権教育は発達段階にある子どもからすべての人々が、他の人々の尊厳について学ぶこと。

そして、その尊厳を社会で確立していくための生涯にわたる総合的な過程である」と述べており、生涯にわたる人権教育の必要性を指摘しています。基本計画における「人権教育・啓発」の定義についても、具体的に4つの側面から幅広くとらえておく必要があります。

人権についての教育

人権としての教育

人権のための教育

人権を通じての教育

人権教育・啓発の目標

- ① すべての人の人権と基本的自由が尊重され、その個性を全面的に開花されること
- ② あらゆる生活文化における待遇や、社会参加の平等が保障され、みんなが幸せに安心して生きることができること
- ③ 社会的身分や門地、性別、障がいの有無などに関係なく、すべての人々の尊厳と権利を尊重する人権感覚を養うとともに、さまざまな人権問題についての正しい理解と問題解決への積極的な態度を育てるこ



人権の重要課題についての取組みの方向

● 同和問題 主な施策

- ① 同和問題の解決に向けた教育・啓発を推進します。
- ② 同和問題に対する誤った認識等に基づいて発生する差別事象の早期解決と再発防止に取り組みます。
- ③ 地域福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点である隣保館活動を推進します。
- ④ 様々な人権相談に迅速・的確に対応するため、相談機能の充実に取り組みます。



● 女性の人権 主な施策

- ① 性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消を図るため、学校や地域で活躍する人材の育成に取り組みます。
- ② 女性に対する暴力の起こらない社会の実現を目指し、DVやストーカー行為、セクシュアルハラスメント等を未然に防ぐための意識啓発を進めます。
- ③ 仕事と家庭・地域生活の両立を支援するため、職場優先意識の解消や、男性の家庭・地域生活への参画など、男性も含めた働き方の見直しを推進します。



● 子どもの人権 主な施策

- ① 子どもの人権を守り、子どもたちが社会的に自立していくよう、保護者をはじめ、行政、学校、企業、地域社会等が相互に協力し、子どもの人権を尊重する地域社会を目指します。
- ② 児童虐待の防止を図るため、関係機関との連携協力体制のもと、虐待の発生予防・早期発見、早期対応に取り組みます。
- ③ いじめの早期発見や組織的な対応を図るため、相談体制の整備や学校、家庭、地域や関係機関の連携強化に取り組みます。
- ④ 安心して子どもを産み育てることができ、すべての子どもが健やかに育ち、豊かな心を育むことができる地域社会を目指します。



● 高齢者の人権 主な施策

- ① 高齢期を健康で生きがいを持って暮らせる、活力ある明るい長寿社会の実現を目指し、国や県、関係機関と連携した広報啓発に取り組みます。
- ② 高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らせるやさしいまちづくりの実現を目指し、高齢者への虐待の防止に向けた啓発に取り組みます。
- ③ 生きがいを持って暮らすことができる生涯現役社会の実現に向け、ボランティア活動など社会参加を促進する取組みを進めます。

● 障がい者の人権 主な施策

- ① 一人ひとりの人格と個性が尊重される共生社会の実現を目指し、障がいについての正しい理解を得られるような啓発活動に取り組むとともに、日常的な触れ合いを通した相互理解の促進に取り組みます。
- ② 障がいのある人の権利擁護に取り組む人材を育成すること等により、障がい者虐待の未然防止や早期対応に取り組みます。



● 外国人の人権 主な施策

- ① 外国人への偏見や差別の解消に向け、一人ひとりが、異なる民族・国・地域の文化等についての正しい知識と広い視野を持って外国人との相互理解を深めていくよう、啓発や交流を推進します。
- ② 一人ひとりが外国人の人権についての関心を高め、国籍や民族の違いを超えた、外国人が、暮らしやすく、活動しやすい「多文化共生の地域づくり」に取り組みます。

● 水俣病をめぐる人権 主な施策

- ① 水俣病に関する情報や教訓を発信することにより、水俣病の正しい理解を促進するとともに、発生地域の再生状況等を広く発信することにより、環境を守ることや人権の大切さを伝えていきます。
- ② 被害者やその家族が地域において安心して日常生活が送れ、社会参加が促進されるよう、相談体制の整備等により地域生活を支援する取り組みを進めます。

● ハンセン病回復者等の人権 主な施策

- ① ハンセン病回復者等及びその家族に対する偏見や差別の解消に向け、ハンセン病問題に関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。
- ② 高齢化するハンセン病回復者及びその家族が安心して暮らせる地域社会づくりに取り組みます。



● 感染症・難病等をめぐる人権 主な施策

- ① 感染症に関する正しい知識の普及・啓発を進め、感染者やその家族、関係者等が地域で安心して生活できるよう、感染症に関する理解の促進や感染者等への偏見・差別等の未然防止に取り組みます。
- ② 難病患者等が地域で尊厳を持って、安心して暮らすことができるよう、難病に関する情報の提供などの普及啓発に取り組みます。

● 犯罪被害者等の人権 主な施策

- ① 犯罪被害者等が刑事司法手続や保護手続、被害回復のための諸制度に関する情報定期用を受けられるよう、関係機関・団体等と連携し、取組みます。
- ② 被害者やその家族の人権の擁護に向け、被害者等の現状を理解し、被害者の視点で支えていくための広報・啓発等に取り組みます。

● 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害 主な施策

- ① 拉致問題についての关心と認識を深められるよう、北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12月10日～16日）を中心とした啓発に取組みます。
- ② 拉致問題等に関する教育を通して、家族愛や命の大切さを伝えるとともに、人権尊重の意識を培う取組みを進めます。

● 災害と人権 主な施策



- ① 災害発生時または発生のおそれがある時の速やかな避難、円滑な避難所運営による被災者の負担軽減が図られるよう、避難支援体制の整備に努めます。
- ② 災害時における人権への配慮についての理解を深めるため、防災教育・啓発の推進に取組みます。

● インターネットによる人権侵害 主な施策



- ① 情報安全・情報モラル向上のための教育・啓発に取組みます。
- ② インターネット等の適切な利用を促進するため人権侵害や犯罪被害の防止に向けた取組を進めます。

● 様々な人権課題

- (ア) ハラスメント (イ) 性的志向・性自認に関する人権 (ウ) アイヌの人々の人権
- (エ) ホームレスの人権 (オ) 刑を終えて出所した人等の人権 (カ) 新たな人権課題等

※ これまでに掲げた重点的に取り組むべき人権課題のほかにも、現代社会においては、様々な人権問題が存在します。

今後、社会状況の変化等に伴い、新たに発生する人権問題やその他の人権課題についても、それぞれの状況に応じて、人権教育・啓発に取り組む必要があります。

人権教育・啓発の取組みの方向

人権教育

就学前教育



すべての認定こども園・幼稚園・保育園において、人権を大切にする心を育てる就学前教育に取り組むとともに、職員自身の豊かな人間性や専門性の確立などを目指し、研修の一層の充実を図ります。

学校教育

児童生徒一人ひとりの人権が守られた環境の中で、その発達段階に応じながら、人権尊重の意識を高めていく。また、すべての教職員が様々な人権問題の解決を、自らの課題としてとらえ、教育を行うとともに家庭や地域における取り組みが重要となるため、学校が地域に開かれた人権教育・啓発の推進拠点として、相互に緊密な連携を図ります。

社会教育

すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、行政、企業及び各種団体などあらゆる社会の場において人権教育啓発を推進します。また、社会教育施設を中心とした少数単位の啓発活動を展開するとともに、学習環境や内容の充実、情報の提供、相談体制の整備など就学前教育、学校教育との連携により、人権教育を進めます。

また、社会教育施設や隣保館を中心として、市民一人ひとりの豊かな人間性を育むため、様々な活動を通じた交流の機会を提供し、お互いの人権を尊重する地域社会づくりを促進します。





ア 啓発内容

● 人権問題に対する正しい理解と認識の促進

人権全般に共通する理念について、自らが考え、理解するとともに、個別の人権問題について、すべての世代において正しく理解・認識されるような啓発に取り組みます。

● 人権意識の高揚

一人ひとりが生命の尊さ・大きさを知るとともに、一人ひとりが独立した人格と尊厳を持った人間であるということを実感できるような啓発を進めるとともに、世間体にとらわれず自分自身で考え方判断するという、主体性のある生活態度や価値観で行動し、一人ひとりの個性を尊重できるような啓発を進めます。

● 日常生活における態度や実行

様々な人権問題を他人事ではなく、自分自身のこととして真摯に受け止め、人権問題への積極的な関心・態度や技能などが日常生活の中で実行できるような啓発を進めます。

イ 啓発方法

● 調査・研究

市内外で取り組まれている人権教育・啓発の手法について調査し、より効果的な人権教育・啓発の在り方を研究し、関係機関・団体等と連携を図りながら教育・啓発に役立てます。

● 人権に関する講演会等の開催、人権啓発冊子等の作成・配布

人権についての関心を高めるため、広く市民が参加できる講演会などのイベント等を実施し、人権に関する知識の習得や理解を深められるよう、人権啓発冊子などを作成し、配布・周知に努めます。

● 発達段階に応じた啓発

啓発を効果的に進めるため、対象者の発達段階に応じて、わかりやすいテーマや表現を用いたり、生活の中で発生する問題を具体的に取り上げるなど、工夫を凝らした啓発を行います。

● 具体的な事例を活用した啓発

身近に発生した差別事象や日常生活の中で差別につながるような意識や行動の実例を取り上げると、具体的なイメージが湧き、自らの問題としてとらえ易くなるという点で効果があると考えられます。

● 参加型・体験型の啓発

市民自らが各人権について考え、日常生活における態度や行動に現れるようにする必要があるため、自ら主体的に参加し、参加者による活発な意見交換の中から、課題を発見し、課題解決に向けた提言を行えるような啓発（ワークショップなどの参加型・体験型の研修等）を実施します。



● 人材の育成等

人権教育・啓発を着実かつ効果的に進めるためには、行政、学校、企業・各種団体、地域などにおいて、人権教育・啓発に率先して取り組む指導者を育成する必要があることから、研修会を実施します。

● 地域交流を通じた啓発

社会教育施設や隣保館等を使った地域住民の交流やボランティア活動体験事業に取り組むなど、市民が自発的・主体的に活動できる機会を増やします。

● 家庭・地域との連携

各機関が緊密な連携を図りながら、また、地域における民生委員・児童委員や人権擁護委員との連携のもと、家庭や地域における人権教育・啓発を支援します。

● I C T の活用等による啓発

社会環境に対応した新たな「学びの場」の提供が必要です。オンラインによる講演会・研修会の実施など、人権について学べる啓発の手法について課題の整理や新たな手法の普及に取り組みます。

● 国、県、市町村及び企業・団体との連携

本計画の実効性を上げるために、国、県、他市町村との連携を図ることが重要です。

また、民間のあらゆる部門において、人権教育の取組みが積極的に行われる必要があります。

そのため、企業や民間の各種団体等に人権教育の取組みの充実を促すとともに適切な助言や情報提供を行うほか、人権問題の解決をめざす多くの各種団体等と連携し、実効ある人権教育の推進に努めます。

人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発

人権教育・啓発を進めるうえでは、対住民サービスの直接の担い手である公務員および、学校、企業、人の命や健康に関わる職業、住民と接する機会の多い職業に携わる人など、人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する研修・啓発の取組みが重要になってきます。

そのため、市人権・同和教育推進協議会を中心とした活動の中で、さまざまな分野の団体や機関の参画を図り人権尊重の視野を広げます。

